

消 政 調 第 119 号
平成 22 年 10 月 22 日

ヤマトプロテック株式会社
代表取締役社長 乾 雅俊 殿

消費者庁政策調整課長 黒田 岳士

エアゾール式簡易消火具の速やかな回収・廃棄及び消費者への対応について
(要請)

貴社が製造し、不具合により自主回収中であるエアゾール式簡易消火具については、消費者庁が発足した平成 21 年 9 月から現在までの間、関係行政機関から 80 件、地方公共団体から 9 件の消費者安全法に基づく消費者事故等の通知がありました。これらは、本年 9 月・10 月の 2 か月だけでも 17 件に及んでいます。

当該製品については、平成 17 年 7 月以降、貴社による自主回収が進められているところですが、本年 10 月時点で、約 120,000 本の状況が未確認であり、これらのうちのかなりの部分がいまだ廃棄されていない状態であると承知しています。

このような状況を踏まえ、当該製品の破裂による生命や身体への被害の発生の防止のため、貴社におかれては、

1. 当該製品を有する消費者からの電話による問い合わせなどに確実にかつ速やかに対応できる体制を強化し(例:受付時間の拡大、電話回線の増強など)、当該製品の回収又は廃棄をさらに積極的に行う(例:連絡元への訪問回収の強化など)とともに、
 2. 関係流通事業者の協力なども得ながら、消費者に対して回収のための貴社の連絡先などの周知に取り組むよう(例:チラシやポスターなどの掲示、消費者からの回収の要請の取次ぎの充実など)、
- 要請いたします。